

は し が き

国民健康保険は、国民皆保険体制の礎として発足し、区市町村にお住まいの被用者保険に加入していない方や同種同業の人たちが組織する組合に加入している方々のため、現在、医療の確保と健康の保持・増進の両面で重要な役割を果たしています。

国民健康保険の全般的な状況をみますと、被保険者数が少ない自治体で高額な医療費が発生した場合に保険財政が不安定になるケースが見受けられ、また、社会全体の急速な高齢化に伴い年々増大する高齢者の医療費を世代間の負担の公平を図りながら今後どのように安定的に賄っていくかが、国をあげての懸案となっておりました。

これらの課題に対処するため、保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業等が国民健康保険に導入・制度化されるとともに、平成20年4月には、75歳以上の方を対象とする長寿医療制度が医療保険の垣根を越えて創設されました。併せて、65歳から74歳の医療費に係る財政調整制度も、運用開始されたところです。

本書は、東京都の平成19年度における国民健康保険事業の状況をまとめたものです。

都内の区市町村国民健康保険では、長年保険料（税）収納率の伸び悩みが続き、保険料（税）の未収やその他の赤字補てんのため一般会計からの繰入金が多額に上っていますが、平成19年度の現年分保険料（税）収納率は、17年度からの3年連続で上昇という成果を残すことができました。年々増加していた保険料（税）の滞納額も、今回減少に転じました。しかし、保険料（税）の現年分収納率自体は他道府県と比べていまだ低い状態が継続しており、取り組むべき課題が残っています。このため東京都は、各保険者に対し、被保険者間の公平と保険財政の一層の健全化に向けた指導・助言を、今後とも積極的に行ってまいります。

本書を有効活用されるようお願いするとともに、本書の作成にご協力いただきました保険者をはじめ関係機関の皆様に、心からのお礼を申し上げます。

平成21年3月

東京都福祉保健局保健政策部